

2011年度 新宿区多文化共生連絡会 第4回全体会 参加者一覧

2011年12月12日(月)

新宿区役所第1分庁舎6階 研修室A

No	所 属	氏 名
1	東京日本語ボランティアネットワーク	梶村 勝利
2	明治大学 国際日本学部 教授	山脇 啓造
3	在日本韓国人連合会	李 承珉
4	NPO法人みんなのおうち	小林 普子
5	共住懇	山本 重幸
6	共住懇	江原 幸彦
7	外国人総合相談支援センター	山本 ゆみ
8	東京中国人センター・プラザ相談員(中国語)	山本 風彬
9	新宿虹の会	尾形 富美子
10	コリアNGOセンター	金 朋央
11	特定NPO法人 難民支援協会	石井 宏明
12	NPO法人 多文化共生センター東京	王 慧瑾
13	NPO法人 多文化共生センター東京	張 正翼
14	大久保いぶき町会	植木 康次郎
15	国際交流基金	丁 寧
16	大久保特別出張所長	黒田 幸子
17	公益財団法人 新宿未来創造財団	高橋 直郁
18	新宿区 多文化共生担当副参事	月橋 達夫
19	新宿区 しんじゅく多文化共生プラザ所長	宮端 啓介
20	新宿区 文化観光国際課主査	小滝 靖
21	新宿区 文化観光国際課主事	青江 和
22	新宿区 文化観光国際課	白田 謙司

新宿区多文化共生連絡会 会議要旨

日時 : 平成23年12月12日(月) 18時から20時
会場 : 新宿区役所第1分庁舎6階 研修室A
参加者 : 22名(詳細は別表)

～挨拶～

区: お集りいただきましてありがとうございます。本年最後の新宿区多文化共生連絡会(以下「連絡会」)を開催いたします。会長がご都合により本日ご欠席されていますので、副会長に進行をお願いします。よろしくお願いします。

A: 本年最後の連絡会になりますのでよろしくお願いします。本日、初めて参加された方はいらっしゃるかもしれませんね。それでは、次第に従いまして、議長を務めさせていただきます。ここからは、ファシリテーターの先生をお願いします。

～(仮称)新宿多文化共生推進会議設置の検討について～

B: では、議事に入ります。本日の1つ目の議案は、「(仮称)新宿多文化共生推進会議(以下「推進会議」)設置の検討について」です。全体会やワーキンググループ(以下「WG」)で検討をしてきまして、実質的には本日の会議で内容を固めて、この後は区による条例案の作成になります。そのことを踏まえて事務局案にご意見を頂きたいと思えます。では、初めに事務局から資料の説明をお願いします。

【資料「(仮称)新宿多文化共生推進会議の設置(案)」に沿って事務局が説明】

B: ありがとうございます。それではご質問、ご意見等を頂きたいと思えます。「外国人委員が構成員の半数を上回るように配慮する」というのが大きく変わったところの1つだと思えます。この点も含めましてご意見を頂きたいと思えます。

C: 国籍については、どのように考えていますか。

区: 国籍については、なるべく偏りのないように配慮したいと考えています。

C: それには、連絡会の関係者も含まれるのですか。

区: 公募に応募していただければ可能性はあります。新宿における外国人登録の国籍は、

115以上になりますが、人数は上位5カ国ぐらいに集中している傾向があります。そのような国からなるべく選びたいと事務局は考えています。

B：1カ国1名という考え方ではないとのことですか。

区：はい、必ずしも1カ国1名という考え方ではありません。

B：居住者数の多い国については、複数名選ばれる可能性もあるということですか。ちなみに上位5カ国はどこの国ですか。

区：現在は、韓国・朝鮮、中国、ミャンマー、ネパール、フランスです。

B：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

D：居住者数の少ない国の方でも、新宿に長く住んでいて参加したいという方がいらっしやったら、多様性の意味でも参加していただいた方がよいと思います。他市の例でも、推進会議の参加者は、所属団体や民族の利益を優先するものではないと運用規定に記されています。新宿区でもそのようにすれば、Cさんが心配していることも解消されるのではないのでしょうか。

区：川崎市が謳っているように、当然、参加者は推進会議への各団体の利益代表として参加していただくわけではありません。あくまでも区民として会議をしていただくものです。この点については、今のご指摘のとおり考えていまして、運営要領等に記載したいと思います。

E：外国人委員を12名とした場合、上位5カ国の各1カ国の委員数の上限は何人ですか。

区：上位5カ国に限定して委員を選びたいというわけではありません。新宿の多様性を考えれば、外国人登録の少ない国から公募への応募者がありましたら、それを尊重したいと思います。多様な国から委員を出したいことを考えれば、1カ国の委員数の上限は2名だと思います。

B：ちなみに川崎市の外国人市民代表者会議条例では、第5条に「代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない」という一文があります。

E：そういうふうに皆のために仕事をするという気持ちを持たなくてははいけません。

F：公募への応募者についての選考は、誰が行うのですか。

区：設置要綱を定めて選考委員会を組織して決めていきたいと思います。

B：選考委員会は、区役所職員だけで構成するのですか、外部の人も入ってもらうのですか。

区：外部の人を入れた選考委員会を作りたいと思います。

G：区役所内だけで条文を作って議会にかけるのですか。それとも条文の内容について連絡会のコンセンサスを得るのですか。

区：パブリックコメントのことですか。

G：パブリックコメントは必要だと思うのですが、その前の素案の段階で連絡会に意見を求めるのですか。

区：条例を作る作業は、区役所が行います。条文の検討段階の内容については、連絡会に示す考えです。パブリックコメントの担当部署に確認しましたら、多文化共生の基本条例を策定する場合などには必要ですが、今回の条例は審議会の設置についてのものなので、パブリックコメントまでは必要ないとの回答でした。

B：他にいかがでしょうか。区長の位置づけは、正副委員長にはならないのでしょうか。

区：推進会議では、一委員として議論をしていただくことを考えています。区長も委員長にこだわることはなく、多文化共生について皆さんと議論をしたいとの意向です。

B：分かりました。では、他に意見、質問等がないようなので、今後のスケジュールについてご説明願います。

【資料「(仮称)新宿多文化共生推進会議の設置(案) 7今後のスケジュール」に沿って事務局が説明】

B：ありがとうございました。スケジュールについて、ご質問等ありますでしょうか。

H：条文や仮称である会議の名称について、意見が言えるのはいつですか。

区：1, 2月に全体会か、あるいはWGを緊急的に開催し、そこで意見を伺いたいと思います。会議の名称にある「推進」は行政が進めていく意味合いが強いので、区民の会議

ならば別の名称が適当ではないかとの意見が区役所内からもありました。そういった点について年明けから皆さんに適宜お伺いしたいと思います。

B：他にご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、適宜、進捗状況等をお知らせください。

～しんじゅく多文化共生プラザのあり方及び災害時の外国人支援について～

B：次に2番目の議題であります分科会についてです。先日、災害時のしんじゅく多文化共生プラザ（以下「プラザ」）のあり方について、2つの分科会が合同で会議を開催したようですが、どのような内容であったか事務局から報告をお願いします。

【資料「プラザのあり方及び災害時の外国人支援について」に沿って事務局が報告】

B：ありがとうございました。今の報告を受けまして、災害時にプラザをどのように活用したらいいのか、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

G：東日本大震災の現場を見た後、宮城県、福島県、岩手県のそれぞれの国際交流協会の報告を聞きました。福島原発の事故では、想定していなかった様々なことが起こりました。地震が起きた後は、行政はほとんど動けませんでしたので、住民が自主的に動ける体制を作っておかなくてははいけません。その体制作りを、地域防災計画の作成を待ってからとすると2年先になってしまいます。それでは、明日の災害に対処できません。震災の時には、ATMの強奪等の犯罪が起きます。それが都会で起きた場合にはどうなるのか。犯罪を誰が実行したかについては、関東大震災の時のように疑心暗鬼になります。その時にどう対処するかについて、今からその体制を作っておくべきです。東日本大震災時には、直接の被災地ではありませんでしたが、帰宅困難者が出てあれだけの混乱が生じました。被災地になれば建物が崩壊しますし、それに帰宅困難者が重なるようになります。住民だけでなく、他から来ている人のことも想定しなくてははいけません。地域防災計画の完成を待っている間は間に合わないと思います。

この前の大久保の雑居ビル火災だけで4名の死者が出ました。たまたま風がなかったので、大久保地域全体に火が広がることはありませんでした。今、韓流ブームで多くの人々が来ています。その人達を火事で風が吹いている時に誘導する体制はできているのでしょうか。行政の人がいなくても、地元の人達だけで、自助、共助で対応できる対応を今作っておかなければならないとの意識を持っておいてもらいたいです。多文化共生プラザが拠点になるのは必要ですが、1ヶ所だけで新宿全体の対応をするのは無理です。少なくとも出張所単位で、外国人支援の対応がとれるようにすべきです。それだけのネットワークやボランティア団体もあります。防災計画ができるのを待たずに、地元だけで対応できる体制をとるべきです。是非、危機意識を持って、危機管理課と連携をと

ってもらいたいです。事前の段階で、行政職員が過労死しなくてもいいような体制を早くとっていただきたいです。

区：地域防災計画は既にできています。この中で、避難所の立ち上げは、まず地域の方にお願いして、その後で行政で行えることを行うという体制は、既に新宿区は作ってあると認識しています。ただ、東日本大震災により、帰宅困難者への対応など修正を行わなければならない課題が見えてきました。そのような点を踏まえて、地域防災計画をすぐに見直すということになり、今作業を進めているところです。3月までには、修正版はできる予定です。

G：東日本大震災時の現場の状況の聞き取りへは行ったのですか。現場では、5台の携帯電話を言語ごとに持っていたそうです。現地では、ガソリンがないからほとんど移動できないそうです。各大使館から区へ安否確認があった時にどのように回答するかのシミュレーションはできているのですか。その点は、被災地の国際交流協会の方から聞き取りをすべきです。特に、東京はもっとパニック状態になると思いますので、経験を活かして反映させるべきです。

区：実際の災害時の外国人支援を、ボランティアなどを使っていかに行っていくかについてのシミュレーションは、正直言いましてあまりできていませんので、早急に行くべきだと思っています。

G：パニックを起こさないためのマネジメントが必要です。誰が司令塔になるかなどは、すぐに作る必要があります。

C：今の話以前の話ですが、避難所運営協議会の代表世話人が、震災後3日間は責任を持つことになるのですが、代表世話人が病気でそれに代わる者がいない場合は、誰が避難所を開設するのでしょうか。学校には個人情報がたくさんありますが、それをどう保護するのでしょうか。防災訓練のデモンストレーションが4、5年前にありましたが、実際の話、東日本大震災時には、帰宅困難者が大勢になったので、避難所を開設することになりました。それは、学校や区の職員がいたからできたことです。ただ、避難所を開設できたのは、一番早いところでも5時間後です。震度5で電話が止まりました。これらの点から見直しを始めています。大久保小学校の避難所の定員は何名なのか。一時収容は何名なのかから始めています。体育館の3軒隣が木造住宅ですが、「ここは危険なので広域避難所に避難してください」という指示を出すことを誰が判断するのでしょうか。これは全責任を負って代表世話人ということになっています。先ほどお話がありましたとおり恐ろしい状態です。明日起きたら何もできません。私自身は、仕方がないので、通信手段を確保するためにアマチュア無線の資格をとり、家族だけには持たせるようにしました。衛星電話を、例えば地域本部は持っていないくて、今は防災無線だけですよね。

それでは心寂しいです。通信手段が1つしかありません。やはり衛星回線の携帯電話、当然役所は持っていないと、防災無線だけでは、いくらデジタルといえ、通信手段が確保されていません。予算は取れたとは言っていましたが、地域本部と区役所本部との立ち上げに何人が必要で、どのようにできるのでしょうか。実際の避難所は、一時滞留者が多いのですぐに開設されます。先日の説明ですと、長期的な場合は3.3㎡、一坪で2名、一時収容の場合は4名という話が出ました。しかし、私達は実際の収容人員を把握していません。先日、教室と体育館の面積を測りに行きました。大久保は救護所にもなっていますが、外国人が来た時に誰が救護できるのでしょうか。大久保小学校の避難所運営協議会には、韓国語と中国語の通訳の2グループに入ってもらっています。東日本大震災時の時には、中国語系の学校の方が来ましたが、避難所を開けないという話になったので、どこへ行ったらいいか分からなくなってしまいました。東日本大震災時の時には、外国人がかなりパニックになりました。想定時間として避難所の開設が、震災発生後5、6時間後とすると、発生が3時か4時だったら9時か10時に開けなくてはいけません。その前に必要な人だけを入れて点検をしないといけません。マニュアル通りにできるか心配です。鍵を持っている人が2人しかいません。大久保小学校の避難所運営協議会では今開ける手順を考えています。危機管理課に聞いたら、他はあまり進んでいないとのことでした。避難所の計画は資料としてはできていますが、全責任を持つのは代表世話人です。行政の人間は後からしか来ません。火も自分達で消さなければいけません。消せない場合は、戸山公園へ行かなくてはいけません。戸山地域の防災担当者から、戸山公園へ行ってくださいということの判断に苦しんでいるとの相談がありました。大久保小学校の避難所の前は4m道路です。火が出たら誰が「ここから避難してください」とお願いができるのでしょうか、「勝手に行ってください」としか言いようがありません。それが現状です。戸山小学校の前も6m道路で、裏は4m道路です。天神小学校は、前は文化センターで広いのでいいのですが、各避難所によって恐ろしい状況にあります。防災無線は職員室に置かれているのですが、現地本部を作った時に個人情報保護のために防災無線を移動させなくてはいけません。誰がどのようにそれをするのでしょうか。防災無線のテストをする時も、学校の職員がいる場でしなければなりません。実際には、本部は会議室なので防災無線を移さなければなりません。その作業も避難所を開ける前に終わらせておかなければなりません。それで地域本部にこれから開けますとの連絡をします。それから始めて避難所を開けます。どのように早くやっても6時間後にしか開きません。東日本大震災の時も塀を乗り越えた跡がありました。それは帰宅困難者だと思います。一番怖いのは、「火が迫っているので広域避難所へ逃げてください」、その判断をするのは誰でしょうか。怖くてできません。火が出ている場所の情報提供はできますが、「後は皆さん勝手にしてください」としか言えません。落ち着いてから避難所へ来ていただくのならいいのですが、帰宅困難者などが来てしまうのです。大久保小学校の場合は、外国人に渡す地図にも避難所と救護所の両方が明記されています。私達は、5時間後に集まって避難所を開設できるかを判断することになります。避難所を運営する側が少なく、避難者が多そうな場合はどうしますか。誰が対処でき

ますでしょうか、誰も対処できません。

G：先日の大久保の火事の時は1棟だけでしたが、例えば2棟延焼した場合に、自動的に住民の方が来ているお客さんを安全な場所へ逃がすという体制を作っておかないといけません。そうでないと犠牲者が何千、何万人になる可能性があります。

C：先日の大久保の火事の時には、亡くなっている人などの現状を確認しに行きました。5軒先まで規制線を張って、「火の勢が強くなったら避難してください」との指示を消防団員と行いました。地域本部も作りました。区役所から3名来ました。あの時は、運よく、たまたま行事があったので、出張所の職員がいました。区政情報課長がたまたま防災宿直で出勤していました。単体の火災の場合は、消防が全権を持って行ってくれますが、集合での火災の時には誰も判断できません。広域避難所へは自分で判断して行くしかありません。それが徹底されていません。岩手県の三陸町の人達は、自分の命は自分で守ることを子どもの頃から教えられていたので、東日本大震災の時には、自分で守っていました。消防署では、地域のアパート1軒1軒回って、火災報知機の点検を行っています。警察の方で戸籍調べも行っています。先日の火事で身元が分からない人が1名残っているのです。死因のほとんどが気道熱死です。私達は名簿を持っている担当者を消防署員に預けて、居た人についてある程度のことは分かったのですが、個体の識別に相当時間がかかりました。あの火災は特殊だったのですが、集合火災が起きた時に自分で判断しなくてはいけないことを教育、徹底していただかないといけません。「避難所へ来たのだから避難所の人判断してください」と言われても、代表世話人は判断できません。逃げてくださいと言った先で火災に遭って巻き込まれてしまうかもしれません。大久保小学校の場合は、2方向しかありません。

B：生々しい現状報告ありがとうございました。他にご発言がない方で災害対策についてご意見がありましたら伺いたいと思います。

I：プラザがハイジアの11階にあるので、震災時に実際に使えるのかどうかということが先日の分科会で問題になっていました。今日の資料には記載されていませんが、どうしてでしょうか。

区：先日の分科会でも、プラザが物理的な拠点にはならないということでした。プラザが実際にどのような機能を発揮できるかと言いますと、資料に記載してあります「外国人が集う拠点…（レストラン、教会など）」の情報を集約して、地域の拠点のネットワークを作っておくということが大事だとのことをご意見を頂きました。実際の災害時の避難の拠点は地域に作るようになります。避難所作りも実際には難しいです。住民の方が自主的に避難所を運営できるための啓発、教育、徹底を日頃から行わなければなりません。プラザができることは、外国人の拠点や各避難所の情報を集約して各地域と調整をする体制

作りになると思います。災害時にプラザに情報を求めて殺到することはないということは皆さんからもご指摘を受けていました。地域防災計画の見直しの中で、プラザが外国人への情報提供の拠点になるという考え方が、東日本大震災の見直しの中で加えられることが予定されています。災害時には、ハイジアの1階に仮設のスペースを設置することしかできないと思います。その時にはハイジアとの調整が必要となります。通信手段の確保の問題もありますが、プラザの方で外国人が頼れる場について情報を提供することだと思います。そのような機能が発揮できるために、日頃の情報収集やネットワーク作りが重要だと考えています。災害時に実際にプラザが機能するかは不安です。日頃からそのような体制を作っておくことが大事だということは皆さんと意見が一致していると思います。

B：ありがとうございました。プラザを情報提供の拠点にするということは、物理的な拠点ではなくて、情報発信の機能を持てるように通常時からネットワークを築いておくということですね。

区：勿論、災害時にも重要な役割を果たさなくてはいけないのですが、そのためにも日頃から情報、特に外国人の方々の地域における状況をきちんと把握しておくことが重要だと思います。

G：1回、ハイジアの1階で、1日でもいいので訓練を行った方がいいです。そうするとどのような情報を準備しなくてはいけないかとか、先日聞いたのは、携帯電話が5台あってそれらが機能したということです。日本語学校に、救助を求めてくるので、その人達にどのように情報伝達をするかとか、シミュレーションしていただければ、食糧がないとか、子どもが死にそうだとか、どのような手続きが必要かとか、消防庁のホームページ（以下「HP」）にそういうものを作りました。国際交流協会がそれを見れば一通りの情報が得られます。それを参考にして、一度訓練をしていただければ、何が足りないかが分かります。

D：プラザの役割は2つあります。1つは、震災後72時間以内のもので、もう1つは、1カ月、半年、1年後の中長期的なもので、それぞれ準備しておく必要があります。

C：現在、地域防災計画で役割の見直しが行われているとのことですが、ハイジアの1階を情報発信場所にするとしたら、当然、防災無線をもらうことになると思いますが、そのようなことは考えていますか。

区：実際には、現在、防災無線はありません。現在のプラザの体制になったのが防災計画策定後ということもあるのですが、防災無線の設置については、危機管理課ときちんと話していかなければならないと考えています。

B：東日本大震災の時に、携帯電話が繋がらなくなりましたが、何日後に繋がりましたでしょうか。

J：みんなが一斉にかけるので繋がらなくなるのです。また、携帯電話会社の対応によると思います。震災直後は、ソフトバンクは全然繋がりませんでした。3日後には一番繋がるようになり、ドコモが繋がらなくなりました。そういうことが2、3週間続きました。救援に来る人たちの中には、テレコム関係者がいまして、衛星でも何でも受け入れ、一時的に電話をしたい人達のための場が必要なのです。NTTなどが移動車を持って来てそこでかけられるようにしていました。そこに行けばそれが使えるということを普段から知られていることが重要です。様々な支援がそこに集まります。11階でも場所は悪くないと思います。冬でしたら外では対応するのは難しいと思います。

B：私が言いたかったのは、地震直後は、携帯電話は通じないのですが、ツイッターはずっと繋がっていました。プラザで英・中・韓国語で普段からツイッターで情報発信をして、災害時にもそこから情報が出ると認識しておいてもらうこともあるのかと思いました。

J：宮城県国際交流協会が、初めの一週間忙殺されたことは、外国からの安否確認でした。その機能を持つことは非常に大事なことです。宮城県の場合は、留学生の親からの問い合わせがとても多かったそうです。

G：以前、区長にその点を直談判したら、それは警察の仕事だと言われました。

C：今度、防災無線でデータを送れるようにするとのことでしたので、避難所や地域本部で名簿等ができれば区本部へ送られるシステムがたぶん今回できます。危機管理課の方はそう言っていました。情報の8割方は地域本部へ集まります。それから情報を本部に送るようになります。地域本部の一翼を担うためにプラザが防災無線をもらっていただきたいのです。

G：区職員なら避難所と慰安所と遺体安置所を回って外国人らしい名前を全部控えて来るべきです。

C：それを今度は防災無線で送れるようになるのです。その予算をとったそうです。

B：今出た点も検討していただきたいと思います。危機管理課とも情報共有していただきたいと思います。同じプラザ関係でアンケートを実施したいということなので、事務局から説明をお願いします。

【資料「しんじゅく多文化共生プラザ利用者アンケート（案）」に沿って事務局が説明】

B：ありがとうございました。こちらのアンケート（案）についてご質問、ご意見はありますでしょうか。

G：回答方法は、アンケート用紙を渡して書き込んでもらうのでしょうか。それとも対面での聞き取りでしょうか。

区：前は、回答内容が多かったのが、後で提出してもらうようにして回収率が低くなりましたので、今回は、来る方全員に渡して、できるだけその場で回答してもらうようにしたいと思います。

G：記述の部分は、英語での記入も可能にするのでしょうか。

区：日・英・中・韓の4カ国語で、アンケート用紙を作りますので、それぞれの言語で回答していただきます。

B：日・英・中・韓の4カ国語で、ほとんどをカバーできると思いますが、新宿区は約115カ国の国籍の方がいらっしゃいますから、やさしい日本語を使うという取組は、新宿区は行っていませんか。

区：区ではこれから採り入れていく予定です。理由は、東日本大震災の時には、外国人相談員（以下「相談員」）がいましたので、様々な情報を伝えることができましたが、相談員がいない時のことを考えまして、4言語以外に平常時からやさしい日本語を用意しまして、約120カ国の方々へ広くカバーできるように検討中です。広報紙で少し採り入れ始めています。単発のものについては、これから採り入れていく予定です。

A：今回のアンケートから、やさしい日本語を採り入れてはどうでしょうか。私は、現在、都の国際交流協会で、やさしい日本語の取組みのアンケート調査を行ってまして、185団体から回答がありました。震災後、非常に関心度が高まってきていますので、これから始めてはどうかと思いました。

B：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。このアンケートは今後、どのようなスケジュールで進められるのでしょうか。

区：1月中・下旬から始めまして、2、3週間で回収し、その結果を集約し、連絡会へ報告し、それをどう活かしていくかについて、皆さんにご議論いただきたいと思っています。

～外国にルーツを持つ子どもの実態調査について～

B：ありがとうございました。では、次に外国にルーツを持つ子どもの実態調査についての議題に移ります。事務局から状況の報告をお願いします。

【資料「外国にルーツを持つ子どもの実態調査の実施について」に沿って事務局が報告】

B：ありがとうございました。ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

A：調査内容や何語で実施したかなどがわかりません。それを私達がどこまで知ることができるのか、委託業者は子どもの教育についてどの程度知っているのかなどがわかりません。

区：内容をお知りになりたい場合には、改めて皆さんへ提示したいと思います。具体的には、子どもや保護者の属性、子どもが学校に通っている上で実際に困っていること、日本語の習得状況、地域での相談相手、将来の希望、希望する進学などについて伺っています。調査票は、ルビ付き日本語と、8カ国語に翻訳をしまして、国籍に応じた外国語のものルビ付き日本語のものをお送りしました。委託事業者は、子どもの教育の調査に特化した業者ではありませんが、社会調査の経験が豊富な業者です。

A：教育の背景とか、調査票はボリュームがあるとのことですが相手が理解できるものになっているのか、送っただけでどこまで回答してくれるのかが心配です。

区：平成19年に実施した多文化共生実態調査では、回収率は18%でした。それは上回りたいと思っています。今回の方が、調査票のボリュームは少ないです。

H：資料の「7 来年度の取組み」で「実態調査の結果に基づき、具体的な子どもへのサポートのための検討会を設置し検討する」とありますが、その子どもの中学3年は2度やって来ないので、これも時間が迫られる課題ですよね。具体的な課題があるのなら、検討会は優先して設置するという考えはないのでしょうか。

区：調査結果が出ないと具体的な検討の材料がないということと、3月に調査結果が出ましたら、4月からすぐにでもこの検討会を開催しまして、検討していかないと間に合わないと思います。ある程度予算が必要なものについては、来年度予算要求をして、再来年度実行していくこととなりますが、今すぐできることについて検討会の中で、皆さんから提案がありましたら来年度からできることは実施していくスタンスも持って検討し

ていきたいと思います。

H：調査結果を待たないと検討できないとおっしゃる場合には、回収率とかインタビューの件数をある程度把握しないと厳しいと思います。回収の量によって意味が変わってくると思います。現実として課題はあるわけですから、その意味で、実態調査の結果を待ってから検討するということが、ピンときません。調査結果によって、検討会の趣旨、設置内容、スピード感、予算などが変わってしまうのでしょうか。

C：Iさん達は既にそれらの課題を知っています。予算取りのために必要な資料など、出てくる回答の質というものは、Iさんは既に知っています。一般の家庭からの回収が、前回は18%で、今回郵送での回答なら10%になってしまいます。そうすると結果は見えています。調査会社がどのような報告書を作ってくれるのか、調査会社の主観というのか、それによって依頼の仕方が変わってきます。欲しい報告書の内容を、言葉にも文書にもしないで、相手に伝わって返ってくるのが望ましいのでしょうかできません。現実的な課題は既に分かっています。

I：問題は、本当に問題を持っている家庭は、アンケート調査に回答しないだろうということです。その点を私達は一番心配しています。回答する人はかなり意識が高い人だと思います。意識の高い家庭では、問題はないわけです。保護者会に来ない家庭が問題なのです。今回の77に亘る膨大なアンケートにちゃんと答えてこないところが問題だと思っていますので、この調査から本当に実態が浮かんでくるのかが一番心配です。実態が反映されていない報告書で政策が作られてしまいます。現実的に。インタビューもいくつかしているのですが、インタビューを皆さんにお願いしても、皆さん忙しくて来られないというのが現実で、インタビューに答えてくれた方は、時間が作れた方だけです。本当に問題がある家庭は、どこもインタビューに答えてくれなかったのが現状です。どうやって実態が浮き彫りになるかが、関わっている者としては凄く不安です。

A：あとは、先生方がどのように見ているかですね。

D：19年度の教員対象の調査結果を、今回、何らかの形で反映させているのでしょうか。

区：前回の調査と重複している部分もあります。ただ、今回のテーマは、学校の中で日本語をサポートするのにどのような方法が一番望ましいのか、それを先生方はどう考えているのか、というところを中心に質問を組み立てています。19年度の調査と全く同じ調査票を使っているわけではありません。それを参考にしながらも、改めて設問を検討しています。

D：比較検討できるものもあるのでしょうか。

区：あります。前回の時は、調査結果を具体的にフィードバックしたのが見えなかったですが、今回は、そのようなことがないようにしたいと思っています。

J：アンケートに表れない一つの例ですが、難民支援協会が本腰を入れて対応しなくてはならないこととして、無国籍状態の子どもが、国籍が無いことを、修学旅行や就職の時点で初めて知るということです。ミャンマーの子どもはほぼ全員が無国籍です。出生届けにミャンマーと書かれますが、仮に勇気を出してミャンマー大使館に提出しても拒否されます。彼らは、アイデンティティクライシスの問題もありますが、様々なところで実際に不利益をこうむります。そのような状態の人達が、法律上無国籍扱いになっている人達の10倍以上います。子どもについて考える時には、この点は、メンタルな面も含めて非常に重要です。学校にそのような子どもがいた時に何らかの対応ができればと思います。プラザの相談員にそういうことを分かっている人になってもらうという方法もあるかもしれません。

E：アンケートの件でも、災害時支援の時にも、日本語がある程度できていて問題がない人は、本当に問題がありません。私達が把握しようとしている、困っている人達の情報を得ようとするなら、粗品等をあげて「回答しなくて」という気持ちにさせるなどの対応が必要かと思います。個人的には、回答率が前回より上がるかと思っています。

I：私は、10%いかないと思います。

B：皆さんからは、回収率の低さやアンケート結果が実態を反映するのかの心配のご意見が出ました。これらの観点も入れてアンケートを実施していただきたいと思います。

～その他～

B：今日の議題以外のことがありましたら、お願いします。

K：先ほど、新しい在留管理制度の話が出ましたが、この件の新しい情報がQ&Aの形で入管のHPにアップされていますので、是非ご覧ください。まだまだ未定の部分が多いので、HP記載以外のことについては、東京入管の総務課に聞いていただくことになります。

E：外国人登録制度についてですが、来年から変わります。期間が3年のものが5年になったりします。市や区が行っていた外国人登録業務を法務省へ移し管理をしっかりと聞いています。外国人と区の距離が遠くなりますので、新宿区内の日本語学校へ重点的に災害時の外国人支援のパンフレットを持って行って、学校で説明してもらってはどうか。

L：教育のアンケートについてですが、子どもが大変な場合、どの親も、行政がそのようなアンケートを作ってくれることはありがたいことだと思います。自分の子どもの心配事があったらなんとか反映してもらいたいというのが自然な感情だと思います。コンサルタントに依頼した時から連絡会へ情報が入らなくなりました。区としてどのようなアンケートをどのように、実際に大変な親へ届けようかという熱意の問題です。特に外国の子どもの教育についてよく分からないコンサルタントに依頼したとのことですが、親が関心ないから、忙しいから回答しないという問題では、たぶんないのだろうということだけはご理解しておいていただきたいです。

J：お知らせですが、第三国定住難民の第2陣で18名が来ています。今まで地元の人も会えなかったのですが、彼らを訪問することができるようになるそうです。彼ら呼んでの催しものを開催することを考えていますので、またお知らせします。

先程の在留カードについて、外国人は、住民基本台帳ネットワークにも登録されるようになりますので、自治体の方では恐らく三重の登録になると思います。旧来の制度で在留資格の無い人が、無視されないようにするために役所の役割は更に重要になることを把握するために東京弁護士会がアンケートをとったら自治体によってあまりにもまちまちであったので、混乱が予想されます。

B：ありがとうございました。新宿区のHPの英中韓にもツイッターがあったのですが、区政情報課のページに行き、結局日本語のツイッターを読むことになりますので、外国版のツイッターはプラザが担当したら面白いと思います。他にありませんでしょうか。では、副会長にお返しします。

A：ありがとうございました。今年1年間、全体会、分科会、WGで貴重なご意見を頂きました。では、ここから事務局へお渡しします。

区：この1年、活発なご議論ありがとうございました。また、来年も引き続きよろしくお願ひします。プラザのあり方検討と災害時の外国人支援の分科会ですが、年明けに予定を組んで開催したいと思います。その際には危機管理担当の部署の職員も来るようにし、一緒に防災計画などの話をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

A：では、以上で連絡会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

以 上